

# マンション管理適正化・再生推進事業（課題の解決に向けた事例等の収集・分析等を行う事業）を実施する者の公募についての公示

令和2年6月3日

国土交通省住宅局長 眞鍋 純

次のとおり、マンション管理適正化・再生推進事業を実施する者の公募について公示します。

## 1. 事業概要

(1) 事業名 マンション管理適正化・再生推進事業（課題の解決に向けた事例等の収集・分析等を行う事業）

### (2) 事業目的

本事業は、マンション管理適正化・再生推進に当たっての課題の解決に向けた事例等の収集・分析等を行う事業を実施する者に対し、国が必要な費用を補助することにより、マンション管理適正化・再生推進事業の事例等の収集・分析及び成功事例を全国的に普及するための資料作成等の円滑な実施を図るものである。

### (3) 事業内容

マンション管理適正化・再生推進事業（マンションの新たな維持管理の適正化・再生推進）に関し、採択された事業の事例等の収集・分析、工程管理、マニュアル化等に係る指導・助言及び成功事例やそのノウハウを取りまとめ、全国的に普及するための事業報告書その他資料作成に関する業務

### (4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和2年7月上旬 ～ 令和3年3月23日

## 2. 補助事業対象者の要件

### ○形式審査

#### (1) 補助対象の事業者

マンション管理組合の活動を支援し、マンションの管理、修繕・改修等に関する専門的知識やノウハウを擁する等の組織体制を備えている以下の法人、又は今まで上記と同様の活動を行い、今後以下の法人格を取得して活動することを予定している団体

- ・一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条に規定する一般社団法人又は一般財団法人、あるいは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条の認定を受け

た公益社団法人又は公益財団法人)

- ・NPO 法人(特定非営利活動促進法第 2 条に規定する特定非営利活動法人)
- ・民間事業者

## (2) 補助事業対象者の要件

- ・マンション管理組合の活動を支援する法人等と直接的な利害関係がないこと。また、事業によって得た情報により新たな営利を得る者でないこと。
- ・知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- ・経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

## 3. 手続等

### (1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3  
国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室業務係  
電話 03-5253-8111(内線39684) ファクシミリ 03-5253-1631

### (2) 募集要領の交付期間、場所及び方法

- ①期間 令和 2 年 6 月 3 日から令和 2 年 6 月 29 日まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 募集要領の交付を希望する場合は、予め (1) の担当係まで事前に連絡を行い、手交、又は E-mail により交付。

### (3) 応募申請書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 令和 2 年 6 月 29 日 18 時 00 分まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局へ応募書類 2 部を持参又は郵送で提出。

## 4. 補助対象事業者の選定方法

募集期間内に応募があった事業主体の中から、国土交通省が決定し、応募者に通知し国土交通省のホームページにて公表します。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することができるものとする。

## 5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1) に同じ。
- (3) 応募申請書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された応募申請書は、当該申請者に無断で 2 次的な使用は行わない。
- (5) 応募申請書に虚偽の記載を行った場合は、当該応募申請書を無効にするとともに、申請者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

(6) 採用された応募申請書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がありますので、その旨予めご了承ください。

(7) 詳細は募集要領による。